**いわき市小規模修繕契約希望者登録後の変更について（令和５年８月１日現在）**

登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届及び関係書類（１部）を提出してください。

なお、郵送でも結構です。

●・・・必ず提出する書類　　▲・・・該当する場合に提出する書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 添　付　書　類変　更　事　項 | 変更届 | 法人登記（履歴事項全部証明書）の写し | 許可証等の写 | 同意書（原本） | 「▲の書類」又は「その他の書類」の説明等 |
| ① | 商号又は名称 | ● | ▲ |  |  | 法人の場合は法人登記（履歴事項全部証明書）の写し |
| ② | 代表者（職・氏名） | ● | ● |  | ● | ※個人事業者の代表者変更は契約課へお問い合わせください。 |
| ③ | 所在地（住所） | ● | ▲ |  |  | 法人の場合は法人登記（履歴事項全部証明書）の写し※所在地がいわき市外へ転出する場合は登録取消となります。 |
| ④ | 電話番号・ＦＡＸ番号 | ● |  |  |  |  |
| ⑤ | 資格・許可 | ● |  | ● |  |  |
| ⑥ | 登録取消 | ● |  |  |  |  |
| ⑦ | 登録種類の変更（種類の追加・削除） | ● |  | ▲ |  | 追加を希望する修繕の種類に関する許可等がある場合は許可証等の写し |
| ⑧ | 消費税法に係る事業者の区分（課税事業者 ⇔ 免税事業者） | ● |  |  |  |  |
| ⑨ | 組織変更 | ・合資会社 ⇔ 合名会社・有限会社 ⇒ 株式会社・事業協同組合、企業組合、協業組合⇒ 株式会社・個人　⇒　法人化 | ● | ● |  | ▲ | 組織変更に伴い、代表者や役員に変更が生じる場合は同意書の提出が必要 |

１　提出にあたっての注意事項

⑴　商号又は名称、代表者を変更する場合は、フリガナも加えてください。

⑵　必要に応じて、他の書類を提出してもらう場合があります。

２　次の場合は事例により対応が異なりますので、事前にご相談願います。

　（再申請、変更届の提出又は登録取消のいずれかとなります。）

⑴　合併、会社分割、営業譲渡

⑵　会社更生又は民事再生手続き

⑶　個人事業者の代表者変更

３　変更届の内容がいわき市小規模修繕希望者登録要件を失うものであったときは、登録を取り消すことがあります。